

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会意見交換会

日時：平成16年9月18日（土）午後3時45分～

場所：田子町上郷公民館

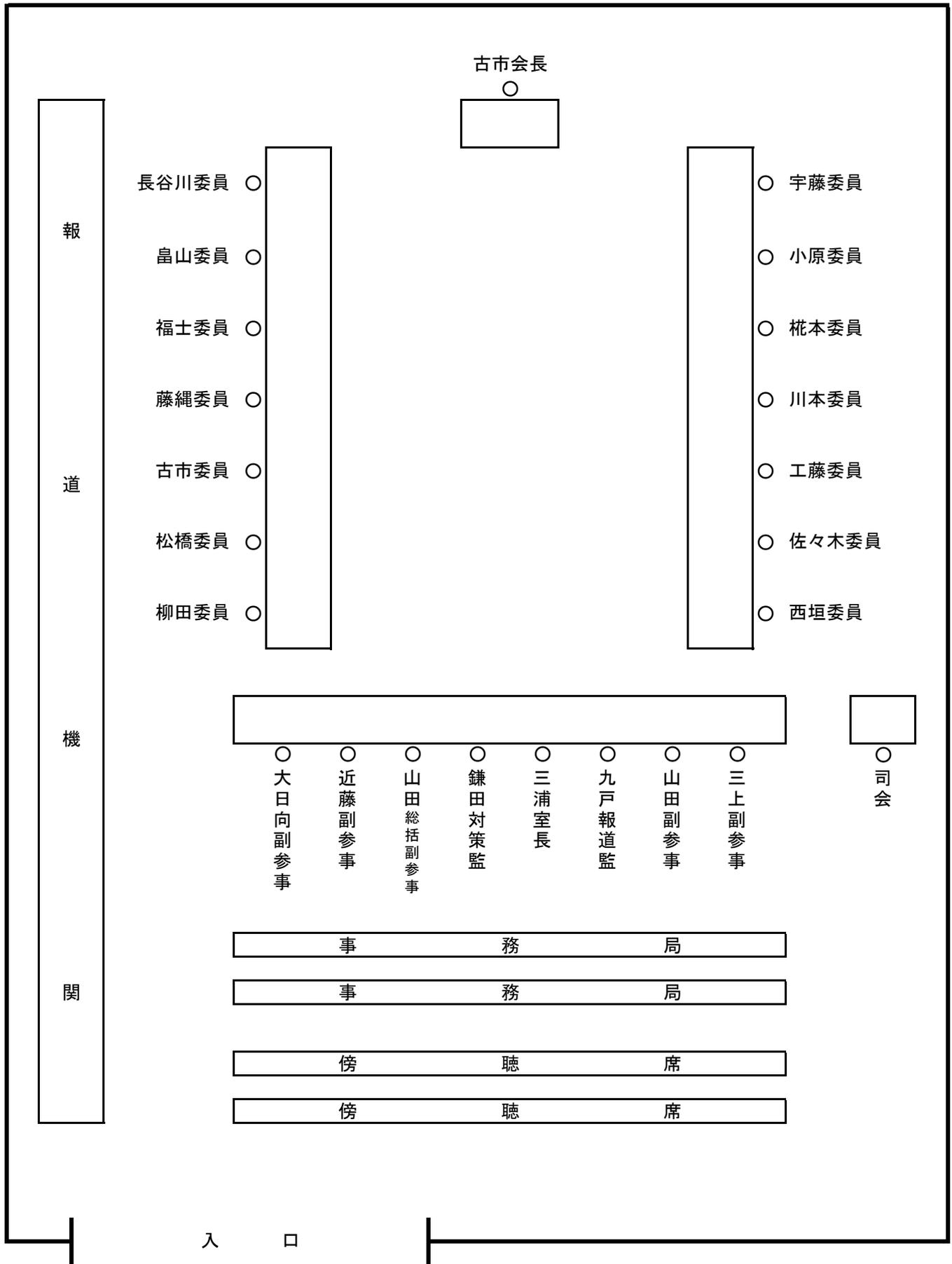
次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ（三浦室長）
- 3 意見交換
- 4 閉 会

【配付資料】

青森県の原状回復対策における対応等についての質疑及び要望したい事項について

県境不法投棄現場原状回復推進協議会意見交換会 席図



田収発第1778号
平成16年8月12日

青森県特別対策局県境再生対策室
室長 三浦康久 殿

田子町長 中村 隆 一



青森県の原状回復対策における対応等についての質疑及び要望したい
事項について

7月22日開催の住民説明会及び7月31日の青森県の協議会の開催を受けて、田子町で組織する「田子町県境不法投棄原状回復調査協議会」の開催の結果、委員等及び住民からの意見を取りまとめ、別紙のとおり質疑及び要望する事項を提出致しますので、可及的速やかに青森県のご見解と具体的対処方法についてご回答いただくようお願い申し上げます。なお、本要望事項等は青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会にお伝えし、協議会委員からのご意見を伺うように併せてお願い申し上げます。

また、平成16年6月23日付け青県境第71号「青森県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ねしたい事項について(回答)」において青森県からの要請・質疑については、3において回答致します。



- 1 7月22日青森県開催の住民説明会における一時撤去マニュアルに対する質疑・意見・要望、その他について(説明会当日や青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で県より既に回答のあったこともあらためて申し述べます)

(1) 一時撤去マニュアル全般について

これまでも県から試行等により適宜見直しを行うとのご説明がありましたが、具体的な対処事項を明記していくなど、改正・改訂すべきものは適正な対応を御願い申し上げます。また、試行については、田子町県境不法投棄原状回復調査協議会としても独自に実施し、問題点があればその都度県にお伝えしたいと考えております。

(2) マニュアル遵守のための措置 P3

- ① 全体会議等については、住民代表等も参画できるようご配慮をお願い申し上げます。
- ② 8月9日の関西電力美浜原子力発電所の事故でも示されたようにマニュアルというものは不完全であり、必要があれば改善していくことが重要です。運搬業者及び周辺住民の意向をくみ入れ、安全面に対応できるマニュアルとするためにも、年度終了後、季節毎及び地元の農繁期等の節目ごとに改善をしていくようお願い申し上げます。

(3) 作業の休止の検討基準 P14

- ① 雨量や風速、積雪はどうやって、誰が測定して、誰が中止の判断をするのでしょうか。また、それをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。
- ② 大雨、大雪、強風及び濃霧注意報発表時点で作業は休止されると考えてよいのでしょうか。
- ③ 積雪量30cmとは降雪量30cmであるとの見解が青森県の協議会において示されましたが、1日の降雪量が30cmになってはじめて作業が休止になるということでしょうか。

(4) 掘削工程の管理 P17

- ① 掘削・積み込み時は容積だけ測定するとしていますが、重量を量らないで廃棄物の処理の管理ができるのでしょうか。これは、受け入れ側の中間処理業者に重量の管理をすべて任せることになり、問題があると考えます。併せて(13)に下述しますが、マニユフェスト作成上数量の確定ができなくて問題がないのでしょうか。最低限、毎回の現地を出るときの積載量と、処理施設での搬入量の値を逐次住民に示し、安全克確実な運搬業務であることをお示し頂くことが重要と考えます。
- ② 積み込み現場で重量を量らないとすれば、過積載などの法令違反につながることも生じかねないと考えますが、その対処方法をお示し下さい。岩手県ではトラックスケールの設置計画がありますが、その施設を共用する等の方策はないものなのでしょうか。

(5) 廃棄物性状管理 P19

- ① 受入施設の受入条件とはどのようなものか具体的にご説明下さい。併せてどのような契約をしたのか、その契約書と仕様書の写しをご提供下さい。
- ② 受入できないものはどんなものか、具体的に事例を挙げてご説明下さい。
- ③ 想定外の廃棄物については、誰がその判定を行うのでしょうか。それをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。

(6) 洗浄水・汚泥管理 P24

- ① 洗浄した水はどのように処理するのか、また、汚泥の適正な処分とは具体的にどうされるのかご説明下さい。
- ② 洗車は適切にかつ洗浄する水もきれいな状態を使用することをお願い申し上げます。

(7) 運搬車両 P27

- ① 廃棄物運搬車両の仕様を具体的に説明して下さい。それとともに競争入札に付する仕様書等の写しをご提供下さい。
- ② 平成16年2月12日に知事に提出した「廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を実現するための手法についての田子町の考え方」において、「運搬するディーゼル車に粒子状浮遊物質減少装置がないと町の環境は悪くなるので、規制を強化した車両に走行してもらう必要がある」と既に要望を申し上げた点については、上記①の仕様などにきちんと盛り込まれ、DEP(ディーゼル排気粒子)が少ないトラックを使用すると明言して頂きたくあらためて要望を申し上げます。
- ③ 運搬車両登録証が誰でも一目で分かるように、大きなものを車両の前面や側面に磁石などで貼り付ける方法をご検討下さい。また色も原色や鮮明な色を使うべきと考えます。
- ④ (9)-④にも下述しますが、タイヤチェーンの装着・脱着する箇所を確保することも必要と考えます。冬季を間近に迎えるので早急なるご検討を御願い申し上げます。

(8) タイムテーブル P29

- ① 現場～川守田交差点 26km 40分は、平均時速が39km/hでかなり無理な想定ではないでしょうか。現場からの坂道、石亀地区、三戸町の斗内地区を通過することを考えれば通常でも50分、冬期間は1時間程度以上必要と考えます。
- ② 川守田交差点～受入先 129km 170分(2時間50分)は、平均時速が46km/hで、法定速度を遵守し、市街地の信号待ち時間等を加味すれば相当無理な想定所要時間と考えます。特に冬期間はとても不可能な想定時間ではないでしょうか。

これら①及び②については、8月に実施予定の試行で明らかとなると考えますが、これは夏季の通常時のことで、冬期間は少しの積雪でも凍結やスリップの危険があり、10～20%程度所要時間は多くなると見込まれます。その他運転手の休憩時間も加味しなければならないと考えられるので、もっと余裕をもったスケジュールを設定しないと、法令を遵守した運行ができないと考えます。

また、冬期降雪・凍結期間にどうしても搬出運行を実施しなければならないとすれば、県道浄法寺田子線の走行について、特に廃棄物を積載して運行するいわゆる下りでは、降雪時には対向車が見えないことやスリップ事故防止の観点から、対向車との対面通行を避けるためにも、運行時一方通行とする若しくは要所のカーブに誘導員を配置する等の措置も必要ではないかと考えますので、ご検討下さい。

- ③ マニュアルに示されたルート of 外国道10号線を大館方面に向かい、東北自動車道を利用するルートについても、サブルートとして考慮の対象とされることはないのかお尋ね申し上げます。

(9) 場外運搬 P30

- ① 誘導員の配置は、見通しの悪いサンモール田子からの出口交差点付近でも必要と考えますのでご検討下さい。その他、試行により必要と考えられる場合も適正に対処下さい。試験走行では、大型車両の対面通行、交差点及び横断歩道などに留意した中で走行マニュアルの改善を目的として頂きたいと存じます。
- ② 速度制限については、上郷小学校・石亀街区・サンモール付近においては法定速度よりさらに10km/h程度押さえ、交通事故危険度の低減と騒音・振動の被害防止に努めるべきと考えます(狭隘区間では必然的にその程度の速度でしか走れないと考えます)。
- ③ 冬期間は石亀街区周辺などにおいては除雪による路幅の減少によって通常の車両でも非常に狭隘な状態となります。歩行者は歩道以外のところを滑るのに注意して歩かざるを得ないのが実状です。従って冬期積雪期間の運行は想定通りにできない事情をご勘案下さるようお願い申し上げます。
- ④ 冬期間の運行時にはタイヤチェーンは使用しないで走行するのでしょうか。マニュアルに記載がありませんが、最低限現場から上郷小学校入口交差点までの急傾斜区間では、その対処が必要ではないでしょうか。これに関連し、国道104号線や国道4号線ではタイヤチェーンの必要性がないとすれば、どこで脱着をされる予定でしょうか。

(10) 管理体制 P33

- ① 「運転者は緊急時用に携帯電話を携帯する」とありますが、事故の危険性の一番高い現場から石亀地区までは携帯電話の不通・難聴区間であり、携帯電話が通じるべく措置を早急に講じるべきで、町としても県に協力を申し上げる次第です。この件は、3-(5)でも下述しますが、岩手県にも同様の御願いを申し上げる予定です。
- ② 町内で交通事故等が発生した場合、何分で県から町に伝わるのか、具体的所要時間を何ケースかを想定して訓練的に実施して頂きたいと考えます。

(11) その他配慮事項 P36～37

- ① スクールバス等の追い越し禁止は謳ってありますが、農耕車両は農繁期に注意としかありません。一時停止するとの見解が青森県の協議会において示されましたが、停止後はどうされるのか明確ではありません。町の事情を考慮しつつ車両がグループで走行することからは、農耕車両については、農繁期に注意して走行、一時停止ということではなく、「常時、走行中の農耕車両の追い越しは禁止とする」ことをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。
- ② 追い越し禁止の措置をしないとすれば、数キロごとに待避場所又はそれに相当する追い越し車線などを設置することを要望致します。(9)-③にも上述しましたが、対面通行を円滑に行うためにも多くの待避場所は必要です。冬季を間近に迎えるので早急なるご検討を御願ひ申し上げます。
- ③ 小中学校の冬休み期間の走行は、(9)-③に上述した理由もあり、控えることができないものかどうかご検討下さい。
- ④ 積雪や降雪による作業の休止の検討基準があるのに対して、道路の凍結を含めての運搬中止の措置の記述がないようです。道路の凍結時は運搬作業を中止することを要望致します。また、これらについて誰がどのような天候となった時点で中止を決定するのかを明示して頂くようお願い申し上げます。

(12) 作業環境測定について P42

- ① 作業環境測定は、誰がいつ測定するのでしょうか。これらについてはマニュアルに明記すべきではないでしょうか。
- ② 作業中止の判断は、誰がされるのでしょうか。

(13) マニフェストについて P53

マニフェストは、いつの時点で、県のどの部署の担当者が作成されるのでしょうか。また、この場合搬出する車両1台ごとに作成されるのでしょうか。

(14) 環境モニタリング調査 P60

大気質及び振動・騒音モニタリングについては、搬出が始まったと同時に(あるいは試行時に)年4回のスケジュールの外に直ちに実施し、搬出前の比較データとともに振動の影響がないのかどうか等の説明をして頂きたいと考えます。

2 7月22日青森県開催の住民説明会におけるその他の質疑、意見、要望等及び7月31日開催の青森県協議会の協議事項について(説明会当日や青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で県より既に回答のあったこともあらためて申し述べます)

(1) 今年度の撤去廃棄物が青森RERと契約して処分されると報道された件について

- ① これまでの説明では競争入札で処分業者を決定するとされておりましたが、随意契約とした経緯をご説明下さい。また、当初想定・対象としていた複数の処理業種名、その業者の所有廃棄物処理施設の概要・種別及び廃棄物の種別ごとの想定処理能力をお知らせ下さい。なお、7月31日開催県の協議会の開催挨拶で三村申吾知事が「複数の事業者と協議中」と言及された事業者も差し支えなければお知らせ頂きたいと存じます。
- ② 青森RERとの契約は中間処理と報道されていましたが、中間処理された廃棄物の最終処分はどのようにされるのでしょうか。具体的には、そのすべてがリサイクルできるとは考えられず、最終処分の量は中間処理のために搬入された廃棄物のうちのどのくらいの割合になるのかと、最終処分は誰がどのようにどこで行う予定なのかお知らせ下さい。
- ③ 1-(5)-①にも上述したように青森RERとの契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。
- ④ 処理が始まる初段階(8～9月の処理分)及び処理が終了した段階(委託処理されたその全量)において、委託処理搬入量(廃棄物及び滞流水ごとの容積及び重量)、中間処理の方法、飛灰・中和灰及び熔融スラグ等の副次産物の発生量、中間処理後に再資源化された物質の性状・用途及びその数量、最終処分された物質の性状及びその数量並びにその場所等について、把握した時点で速やかにお知らせ下さい。
- ⑤ 一時仮置き場内の滞流水はどのような処理がされるのか詳細にご説明下さい。
- ⑥ 16年度末までに約27,000トン进行处理する計画からは、連続して処理するとすれば1日当たり約130トン(9～3月の7ヶ月で210日)の処理量に対し、運搬搬入は土日祝日や冬期間悪天候時を除けば約120日運搬するのが最大限と考えられ(1日220トンの搬出運搬量)ます。この場合搬出先の中間処理施設において、相当量の一時ストックが必要となりますが、このストックについては通達等でストック量の上限が定められており、計画

計算上と実態上の齟齬を来さないかをご説明下さい。また、滞流水などの液体物は、青森RERがどのような施設で一時的にストックされる予定なのかをお知らせ下さい。

- ⑦ ⑥と関連し、揮発性の有害物質を積載した車両が、中間処理をする事業場においていわゆる荷下ろしをする場合(ストック中も含む)の、蒸散や粉塵などによる周辺環境への汚染拡散防止対策はどのように講じられるのかをご説明下さい。
- ⑧ ⑥及び⑦と関連し、中間処理及び最終処分の受け入れ先施設の周辺住民の方々に早々に理解を得て、搬入に支障のないようお願い申し上げます。
- ⑨ 新聞報道で中間処理の契約額がトン当たり28,000円となっていました。昨年8月にごみ固形物を措置命令により同じ業者が処理したときの費用が35,000円であったことから20%も安価で、さらに、昨年のごみ固形物は特管相当廃棄物ではなく今回の委託処理されるものが特管相当物であることを考慮すれば、この金額で果たして適正な委託処分が継続的にできる処理費であるのかどうか、企業努力といわれればそれまでですが、県のご見解を伺いたいと存じます。

(2) 搬出ルート of 道路の整備計画について

- ① 県道道前浄法寺線の改良・整備計画の詳細をお示し下さい。
- ② 国道104号線の石亀・道地地区の狭隘な箇所の改良・整備計画の詳細をお示し下さい。
- ③ 搬出ルートの道路におけるカーブの逆勾配などについてその調査と対処をお願い申し上げます。

(3) 地元振興対策について

- ① 実施される工事などにおいて、地元の業者等が参入できるようご配慮をお願い申し上げます。併せて物資の調達についても同様の趣旨のお願いを申し上げます。
- ② 今後長期に亘り稼働が想定される水処理施設の運営等について、地元雇用の技術者養成や、運営主体を地元でできないかどうかをご検討下さい。

(4) 新聞報道等からについて

現地のハタネズミに染色体異常が発見されたとの報道がありましたが、その内容を詳しくご説明下さい。なお、その原因の説明と周辺環境に影響がないことの証明が風評被害防止対策に必要と考えていますので、現時点での説明と証明は困難であるなら早急に行うよう、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」の委員の意見を伺い、弘前大学農学部と連携しながら、原因の説明と周辺環境への影響がないことを証明できる必要な調査を直ちにしたいと存じます。このままこの事案を放置されれば、当町にとっても周辺三八地域においても農林水産業の風評被害による死活問題ばかりでなく、生活環境への住民の不安が広がるので、早急な対応をお願い申し上げます。

(5) 現地での汚染拡散防止対策について

表面遮水工事については、面積的には岩手県の方が進んでいるようであり、青森県側も斜面などにおいて現在のような完璧な工法でなくても暫定的に早急に全面を遮水することが必要ではないのでしょうか。これはさらに、周辺環境モニタリングにおいてア-9で鉛が地下水の環境基準を上回って検出され汚染拡散の兆候が見られると考えられるように、表面

遮水ばかりでなく遮水壁の構築も来年度を待たず手の付けられるところから早急に着手すべきではないかとも考えられます。表面遮水工や遮水壁の工事は汚染拡散のおそれがあるので水処理施設の完成を待ってから着手するとの説明がなされていますが、待っている段階で既に汚染拡散の兆候があるとすれば、何もしないで待つより早く手を付けた方がいいのではないかと考えます。古市委員長が技術的観点からの議論を深めたいと挨拶にあったように、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会においてそのリスクの比較を早々に行っていただき、県のご見解・説明を頂きたいと存じます。

3 平成16年6月23日青県境第71号「青森県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ねしたい事項について(回答)」に対する回答及び再質疑などについて

(1) ラグーンにおける底泥及び水質検査について

- ① 全シアンや有機リンの環境基準が「検出されないこと」ということに対して、定量下限値が0.1となっていますが、10分の1以下の微量でも測定できる機器で傾向を正確に知ることが重要ではないかという質問の趣旨です。
- ② 一時的に濃度として環境基準を満たしても、汚染物質の総量が環境に影響を及ぼす危険は十分に考えられます。水生魚等の飼育により継続的に安全であるとお示し頂けないかという点については、平成16年7月5日に開催された「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」での委員の意見にもあるように、両生類などの発生段階からの観察や、本来この周辺河川に生息していたと考えられるイワナなどの飼育をすべきと考えますが、青森県のご検討中の実施方法の考え方を伺います。香川県豊島の例のような汚染に強い魚類の飼育のみでよいのかどうか疑問の残るところと考えます。
- ③ 降雨量のうちどれだけ表層を流れ、蒸散しまた地下浸透しているかの状況を把握することは、次年度稼働の水処理施設の処理能力が適正なのか、遮水壁構築後の地下浸透がしていないか等の検証のために必要ではないかと考えます。そのメカニズムを把握するのは専門家も委員となっている県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の責務と考えますが、青森県のご見解を伺います。

(2) 当町の協議会で実施した現地調査結果について

一時仮置き場の堆肥様物のダイオキシン類分析結果が、230～290pg-TEQ/gとありますが、これまで住民説明会や県から提供のあった資料による当町作成資料(別添)ではそのようなデータがないので、当町資料をご照査の上あらためてそのデータの詳細(測定日時・測定地点・測定した物質の性状など)お知らせ下さい。

(3) 撤去・運搬作業について

- ① 現地での掘削、積み込み等の撤去作業については、香川県豊島で行われている事例と同等以上の安全性を確保できる対策を講じて頂きたく、今後も具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定としております。
- ② 「原状回復対策事業は県主体の事業ではあるものの、その目的は田子町と共通のものであると認識しており、貴町には、住民意見の単なる代弁者としてではなく、住民の生命、健康を守る行政主体として、目的達成のため、より積極的な協働・協調をお願いいたします。

す。」とのご指摘・要請がありました。もとより協働・協調していきたいと考えており、よろしくお願いを申し上げます。ただし、「代弁者としてではなく」とのご指摘ですが、代弁者として住民の声を県にお伝えすることは、今後も町行政として重要な責務と考えております。

(4) 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

- ① 検査組織体制とは、現地での掘削作業中等の労働災害防止の観点や廃棄物の適正な処理のために必要な廃棄物の分析調査及び現場内及び周辺環境のモニタリング調査を青森・岩手両県が連携を取って実施する体制と考えております。そしてこれらの検査が即日に結果が判明できるよう、外部委託ではなく、簡易な方法でも現地において実施することが必要ではないかと考えます。そのための組織・施設を整備すべきということです。
- ③ 住民の目が届く体制とは、上記の検査組織の中で、常時住民が検査そのものができるよう、そしてその結果による判断・対処方法の決定過程に住民が参画できるような体制として頂きたいということです。単にモニタリングに立ち会いができていればそれでよいというものではありません。

(5) 緊急連絡体制について

現場周辺や廃棄物の搬出ルート沿いが不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性の認識を十分にしたいと考えております。その上で、ご呈示のあったアンテナ铁塔補助事業制度について、町としても活用を検討したいので詳細をご教示願いたいと考えております。ただし、当該事業の背景、事業実施上の必要性及び地域振興の観点からは、住民等の理解も得られる、通常の補助事業に加えての補助率のかさ上げ等の県のご高配が必要で、お願い申し上げたいと考えております。また、岩手県との共同で補助事業を実施して頂きたいことは、岩手県にもお願いを申し上げる予定です。

(6) (仮名)資料館の整備について

岩手県においても現場入り口に整備をする計画があると聞いていますが、両県が共同して一箇所を整備すべきと考えます。両県のご調整をお願い申し上げ、そしてそれが実現の折りには、町としても資料の提供等の協力を申し上げたいと考えております。

また、町としても田子町のケーブルテレビで撮影した記録などの編集により映像で見られるものを作成し、地元でできる協力を申し上げたいと考えております。

なお、「自らの対応状況とその責任や問題点を検証していただくことが貴町のみならず他市町村における不法投棄対策に有用と考えます。」というご指摘については、田子町県境不法投棄原状回復調査協議会における議論が不十分で、直ちに回答をすべきでないとの意見から、現時点での回答については留保したいと存じます。